

# 令和5年度河川ごみ実態把握調査（本調査）等業務委託仕様書

## 1 業務の名称

令和5年度河川ごみ実態把握調査（本調査）等業務

## 2 業務の目的

本県では、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進することを目的に、「福岡県海岸漂着物対策地域計画」を策定し、海岸漂着物の発生抑制に関する事業を進めている。

プラスチックごみを含む海岸漂着物等の多くは陸域で発生し、水路や河川を通過して海へと流れ込んでいると言われているが、内閣府の世論調査（令和元年度）では、海の汚染の原因について「海や海岸に捨てられたプラスチックごみ」と認識しているのは84.0%であるのに対し、「川や街、農地に捨てられたプラスチックごみ」は59.4%の認知度となっており、「海岸漂着物等の多くは陸域で発生している」との実態が正確に理解されていない。

海岸漂着物の発生抑制を図るためには、河川ごみに対する対策が重要となるが、県では、どれだけのごみがどのような経路を辿り海へ流出しているのか、実態を把握できていない。

本業務は、本県における河川ごみの実態を把握するため、河川におけるごみの量や組成を把握する調査、河川敷・河川周辺の陸域におけるごみの分布、量や組成を把握する調査、及び河川水中に存在するマイクロプラスチックの量や組成を把握する調査を実施するものである。

## 3 業務の期間

契約締結日から令和6年3月21日まで

## 4 事業者選定方式

企画提案型

※申込方法等については、公募実施要領を参照すること。

## 5 委託業務の内容

「河川を流下するごみ調査」、「河川敷・河川周辺の陸域のごみ調査」及び「河川マイクロプラスチック調査」を実施する。

なお、令和4年度に実施した「試験調査」において、調査対象河川及び調査地点の選定、調査手法の検討等を行っているため、「試験調査」の検討結果を基本として実施すること。

### (1) 調査実施

調査対象河川及び調査地点は、「試験調査」で設定した5河川・15地点とする。

「令和4年度河川ごみ実態把握調査（試験調査）等業務完了報告書（令和5年3月）」は廃棄物対策課から貸与するので参考とすること。

このほか、環境省作成の「河川ごみ調査参考資料集（令和3年6月）」「河川・湖沼マイクロプラスチック調査ガイドライン（令和5年3月）」「散乱ごみ実態把握調査ガイ

ドライン（令和3年6月）」等も参考とすること。

※環境省 HP [https://www.env.go.jp/water/marine\\_litter/post\\_118.html](https://www.env.go.jp/water/marine_litter/post_118.html)

### ① 調査対象河川及び調査地点

以下の5河川、3地点する。

地域	河川名	区分	調査地点
福岡地域	御笠川	二級河川	3地点（御－1, 2, 3）
福岡地域	釣川	二級河川	3地点（釣－1, 2, 3）
北九州地域	長峡川	二級河川	3地点（長－1, 2, 3）
筑豊地域	建花寺川	一級河川(指定区間)	3地点（建－1, 2, 3）
筑後地域	堂面川	二級河川	3地点（堂－1, 2, 3）

※調査対象河川及び調査地点の詳細は「令和4年度河川ごみ実態把握調査（試験調査）等業務完了報告書（令和5年3月）」を参照のこと

### ② 「河川を流下するごみ調査」・「河川敷・河川周辺の陸域のごみ調査」の実施

調査対象河川及び調査地点において、発生源の類推による発生抑制対策を見据えた調査方法により、河川を流下するごみ、河川周辺の陸域のごみの分布、量及び組成の調査を実施し、調査結果を取りまとめるとともに、効果的な改善方策（発生抑制・回収）の検討等を行う。

### ③ 「河川マイクロプラスチック調査」の実施

調査対象河川において、発生源の類推による発生抑制対策を見据えた調査方法により、河川水中のマイクロプラスチックの分布、量及び組成の調査を実施し、調査結果を取りまとめる。

※「河川を流下するごみ調査」・「河川敷・河川周辺の陸域のごみ調査」及び「マイクロプラ調査」の調査地点は、同一地点を基本とし、河川状況等に応じて調査地点の増減を検討するものとする。

## (2) 調査結果のとりまとめ

### (3) 次年度に実施する調査計画案の作成

## 6 成果物の納品

### (1) 成果物

- ① 業務完了報告書
- ② その他、福岡県が求める資料

なお、①については、書面及び電子データで各1部ずつ提出すること。

## (2) 納入期限

令和6年3月21日（木）

## (3) 納入場所

福岡県環境部廃棄物対策課

## 7 その他

- (1) 本業務を円滑に遂行するため、福岡県との連絡調整を緊密に行うこと。
- (2) 本業務の実施にあたり、この仕様書のほか、関係条例及び規則等を遵守すること。
- (3) 業務履行により知り得た情報を漏洩してはならない。
- (4) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義が生じた事項については福岡県との協議により決定すること。
- (5) 関係資料の貸与について
  - ア 業務の実施にあたり、関係する書類、資料等については、受託者の要望があれば県から貸与する。なお、貸与された資料が不要となった場合は速やかに返却すること。
  - イ 県が貸与するもの以外、本業務を行うにあたり必要な資料は原則として受託者が調達するものとする。
- (6) 本業務の実施において、文献その他の資料を引用した場合、その文献・資料名を明記すること。
- (7) 本業務により作成された成果物に係る全ての著作権は、福岡県に帰属するものとし、今後、県が実施する事業において使用することができるものとする。また、受託者は、成果物に関する著作人格権その他一切の権利を行使しないものとする。
- (8) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下、「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うこと。
- (9) その他、本事業に係る補償・経費の一切は、受託者において負担するものとする。